



保育所等入所申込について

～支給認定から保育施設入所まで～



① 支給認定とは

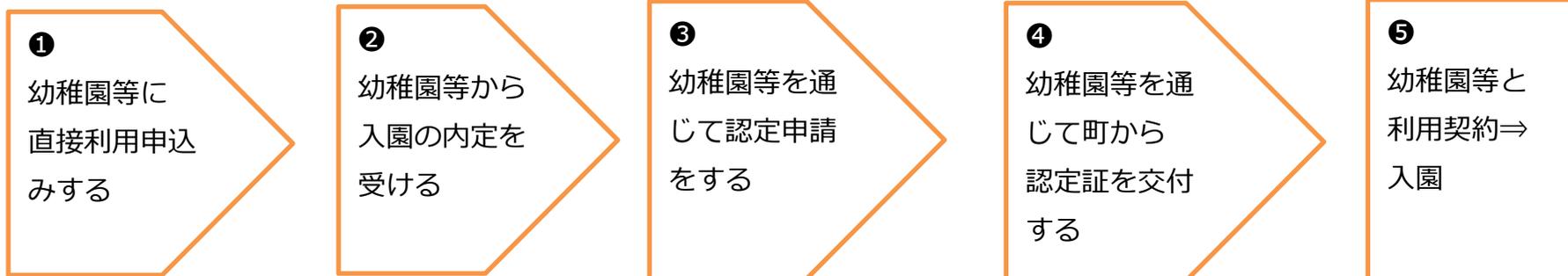
教育・保育施設の利用を希望する場合は、太良町から支給認定を受ける必要があります。支給認定には以下の3種類があり、認定区分によって利用できる施設や申込先が異なります。

認定区分	子の対象年齢	対象世帯	利用できる施設・事業				申込先
			幼稚園	認定 こども園	保育所	小規模 保育施設	
1号認定	満3歳～就学前	保育を必要としない世帯	○	○	×	×	施設
2号認定	満3歳～就学前	保育を必要とする世帯	×	○	○	×	太良町
3号認定	0歳～満3歳未満	保育を必要とする世帯	×	○	○	○	太良町

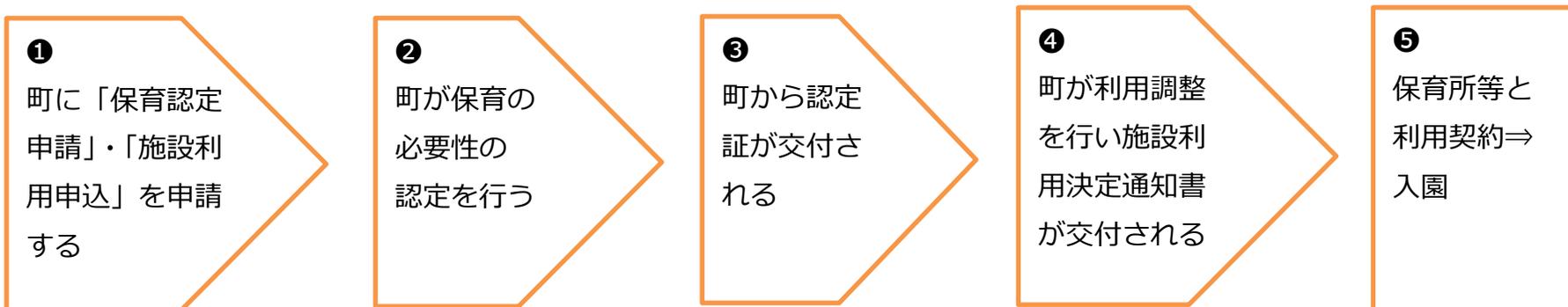
(※) 令和7年11月現在において、太良町には「幼稚園」「小規模保育施設」はありませんが、他の市町村に存在する施設に入所する場合も、太良町の認定が必要です。

② 認定区分別制度利用の流れについて

1号認定（教育認定） 幼稚園・認定こども園が該当します。



2・3号認定（保育認定） 認定こども園・保育所が該当します。



③ 2号・3号の認定基準と有効期間について

2号・3号の認定（保育認定）を受けるためには、保護者（父母等）のいずれもが、次のいずれかの理由に該当する場合であって、「保育を必要とする状態であること」が必要となります。

保育が必要な理由	認定の有効期間（保育施設の利用可能期間）
仕事をしている	就労継続中の期間
疾病・障がいのため、保育が困難な状態	治療・療養が必要なくなる日の月末まで
同居の親族等の介護・看護をしている	介護・看護が必要なくなる日の月末まで
自宅や近所の火災等の災害復旧に当たっている	災害復旧が完了する日の月末まで
出産準備や出産後の休養が必要である	出産予定日の前後8週を含む月初めから月末まで
職業訓練校や専門学校等に通っている	最終通学日の月末まで
虐待や配偶者等からのDVのおそれがあるとき	危険性がなくなるまで
その他	町長が必要と認める期間

④ 保育必要量（保育施設を利用できる時間）について

2号・3号の認定（保育認定）を行う場合、同時に保育必要量の認定を行います。保育必要量の認定は、保護者の保育を必要とする理由や就労時間によって行います。

保育必要量には、『保育標準時間』と『保育短時間』の2種類があります。

- 保育標準時間認定：1日に最大11時間、保育施設の利用が可能 ※延長保育の利用可
- 保育短時間認定：1日に最大8時間、保育施設の利用が可能

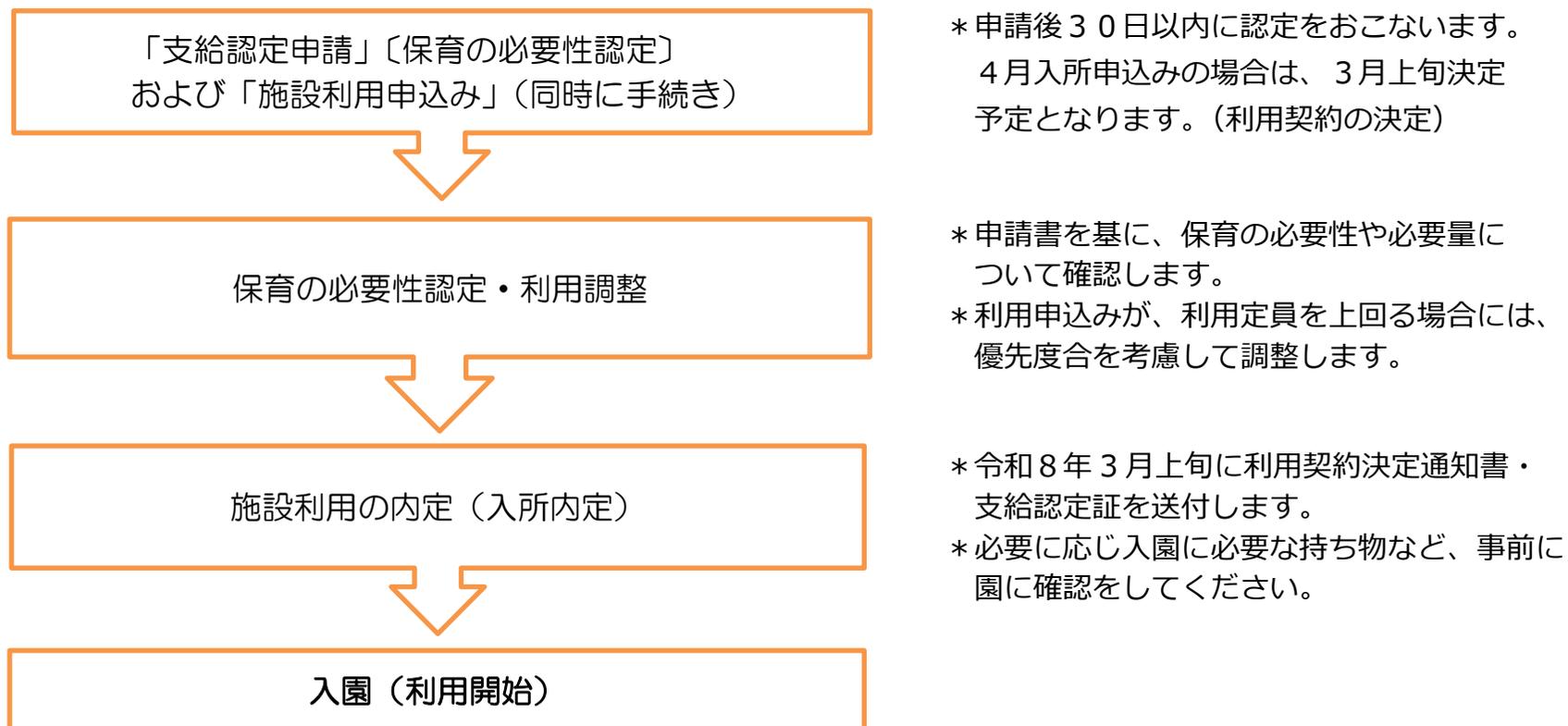
⑤ 広域保育施設入所について

太良町にお住まいでも、町外の保育施設を希望することができます。申込先は太良町となります。

申込受付後、希望保育施設のある市町村と保育協議をする必要がありますので、通常の入所決定より時間がかかります。

また、自治体によっては広域保育の受入条件を設けている場合がありますので、ご自身で希望施設所在の市町村に事前に確認されたうえで、申込みしてください。

⑥ 保育施設利用のために（申請から入園まで）



⑦支給認定・入所申込みに必要な書類について

1. 「施設型給付費支給認定申請書 兼 施設利用申込書」(在園児の継続の場合は、「現況届 兼 施設利用申込書」)
2. 保育の必要性を証明する書類 (以下の表中で該当するものを提出)

保育が必要な理由	必要書類
仕事をしている (月64時間以上)	「就労証明書」「内職証明書」「自家営業申立書」
疾病・心身の障がいのため保育が困難な状態	「診断書」「障害者手帳等の写し」
同居親族等の介護・看護をしている	「介護(看護)申立書」「診断書」「介護保険被保険者証」等
出産予定 (予定日の前後8週を含む月初めから月末)	「母子手帳の写し」(母の氏名、出産予定日のわかるもの)
職業訓練校や専門学校等に通学している	「在学証明書及びカリキュラムのわかるもの」
仕事を探している	「求職届の写し」等

3. 保育料納付確約書 (※3~5歳児クラスは不要)
4. 児童の保育・健康状況に関する調査票
5. 保育料の算定に必要な書類 (以下の書類を添付すること)

家庭の状況	必要書類
ひとり親家庭の場合	「児童扶養手当証書」「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」等
同居の家族の中に障がい者等がいる場合	「障害者手帳の写し」または「療育手帳の写し」
世帯員が太良町に居住していない場合	「居住市町の課税証明書」

※必要書類は、太良町役場子育て支援課子育て支援係か町内の保育施設に置いてあります。

なお、「現況届 兼 入所申込書」は、保護者名、児童名など 11月現在の入所者情報を表記して準備しますので、変更等あれば、修正して提出してください。

■保育料について

①保育料の算定方法について

保育料は、市町村民税の所得割額を用いて決定します。

保育料算定の基礎となる市町村民税は、基本的には、父母の市町村民税の所得割の合計額となります。父母の年収が103万円未満の場合は、同居の扶養義務者（祖父母等）の市町村民税等により算定します。

婚姻や離婚、祖父母等との同居や別居など、世帯の状況の変更があった場合には、保育料が変更になる場合がありますので、町民福祉課子育て支援係までご連絡をお願いします。

②保育料の切り替え時期

毎年9月が保育料の切り替え時期となりますので、9月初旬に保育料変更額通知を送付します。（額変更者のみ）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料						当年度の市町村民税額に基づく保育料					

※年度の途中に満3歳児となり、認定区分が3号から2号へ変更になった場合でも、保育料に変更はありません。

③保育料の多子軽減について

保育料の多子軽減とは、同一世帯から就学前児童が2人以上同時に、保育所等を利用している場合に、保育料を軽減する制度です。

◇市町村民税所得割課税額 72,800円未満相当世帯（階層区分「1」～「4-4」）については、兄または姉の年齢制限なしで第1子、第2子と判定し、第2子は半額（非課税世帯およびひとり親世帯等の方は無料）、第3子以降は無料となります。

◇市町村民税所得割課税額 77,101 円以上相当世帯（階層区分「4-6」～「8」）については、小学校就学前の子どもで第 1 子、第 2 子と判定し、第 2 子は半額、第 3 子以降は無料となります。

◆『ひとり親世帯』・『障害児（者）同居世帯』の軽減について

上記世帯で市町村民税所得割課税額 77,101 円未満相当世帯（階層区分「2」～「4-5」）は、兄または姉の年齢制限なしで第 1 子、第 2 子と判定し、第 2 子以降の保育料は無料となります。

④太良町第 2 子保育料無料化事業について

太良町では、保育所等に同時に 2 人以上通園させている保護者の利用者負担金（保育料）第 2 子分を無料化する事業を行っています。

※令和元年 10 月からの幼児教育・保育無償化により第 1 子が無償化となる場合は、本制度の対象とはなりません。

⑤幼児教育・保育無償化について

令和元年 10 月から、3～5 歳児クラスの保育料が無償化されました。

また、保育所等の給食の材料に係る費用は、引き続き保護者の皆様の負担となりますが、太良町では、令和 2 年度より副食費助成事業を行っております。（詳細は下記のとおり）

⑥副食費助成事業について

太良町では、保護者の方の負担を軽減するため、令和 2 年 4 月から副食費の助成事業を行っています。

（副食費とは、おかず、おやつなど給食の副食にかかる費用のことです。）

◆助成の方法：太良町から入所している保育所等に副食費相当分（月額 4,500 円※上限）を支給いたします。

※保護者の方の手続きは必要ありません。

太良町 保育・教育施設等一覧

令和7年4月1日現在

保育所等名	いふく保育園	多良保育園	松濤保育園	大浦ふたばこども園
代表者	園長 菅原素春	園長 岡崎正樹	園長 江崎正	園長 永尾寿恵子
所在地	〒849-1601 太良町大字伊福甲 270 番地	〒849-1603 太良町大字糸岐 811 番地	〒849-1612 太良町大字大浦丁 1706 番地 20	〒849-1615 太良町大字大浦乙 1930 番地 2
電話番号	TEL 0954-67-2320	TEL 0954-67-2288	TEL 0954-68-3354	TEL 0954-68-2083
設置者	社会福祉法人玉泉福祉会 理事長 菅原貞春	社会福祉法人和順福祉会 理事長 家田信幸	社会福祉法人松濤福祉会 理事長 江崎正	学校法人大浦学園 理事長 坪田順子
利用定員	2号・3号 / 30名	1号・2号・3号 / 120名	2号・3号 / 36名	1号 / 10名 2号・3号 / 50名
開・閉所時間	7:00~19:00 (延長保育を含む)	7:00~19:00 (延長保育を含む)	7:00~19:00 (延長保育を含む)	7:00~18:30 (延長保育を含む)

太良町役場 子育て支援課 子育て支援係 (TEL 0954-68-0110)